

企画総務委員会

令和元年9月27日

総務部庁舎管理・契約課

専決処分の報告について

1 報告件名

板橋区立板橋第十小学校改築冷暖房換気設備工事請負契約の変更

2 契約の相手方

東京都板橋区舟渡二丁目3番11号

大三島・城北設備建設共同企業体

3 契約変更の概要

(1) 経緯

本契約は、平成30年10月16日に板橋区議会の議決を得たもので、区立板橋第十小学校の冷暖房換気設備工事を行う請負契約である。

近年、夏期の長期的な暑さにより屋外だけでなく室内においても熱中症の発症のおそれが高まっている。当該小学校の屋内運動場は災害時の避難所としても位置づけられていることから、GHP方式の冷暖房設備導入を決定したため、契約変更を行い、適切な施工を確保した。

(2) 契約金額の増額

変更前 3億4,560万円

変更後 3億6,023万円

増加額 1,463万円

(3) 変更内容

屋内運動場の冷暖房設備について、遠赤外線暖房機を取りやめ、GHP方式の冷暖房機を設置する。

4 専決処分年月日

令和元年7月22日